委　託　契　約　書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により業務委託契約を締結する。

（信義誠実の原則）
第１条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（委託業務の内容）
第２条　甲は、愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供業務（以下「委託業務」という。）を別添愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供業務実施要領（以下「実施要領」という。）により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）
第３条　甲は、乙に対し、リプレイス業務委託料として、金　　円（うち、消費税及び地方消費税の額　　円）、一月当たりの運用業務委託料として金　　円（うち、消費税及び地方消費税の額　　円）を支払う。

（委託の期間）
第４条　委託期間は、契約締結の日から令和10年12月７日までとする。
２　前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。
３　委託期間の終期について、地方共同法人地方税共同機構が令和10年度12月導入開始日を示した時点で、終期は令和10年度12月導入開始日前日へ変更することとする。

（契約保証金）
第５条　契約保証金は　　する。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第６条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
２　前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。
３　前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行ったときに生ずるものとする。

（再委託等の禁止）
第７条　乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務を実施するに当たり合理的に必要な範囲内にお

いて、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
２　前項ただし書の場合においては、乙は、再委託先にこの契約における一切の義務を遵守させるとともに、再委託先が行った業務について再委託先と連帯して責任を負わなければならない。

（業務計画書の提出）
第８条　乙は、本契約締結後速やかに愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供業務計画書（様式第１号。以下「業務計画書」という。）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（業務計画書の変更）
第９条　乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供業務変更計画書（様式第２号。以下「業務変更計画書」という。）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（調査等）
第10条　甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（実績報告及び検査）
第11条　乙は、リプレイス業務及び当該月の運用業務を完了したときは、直ちに甲に対して当該期間にかかる愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供業務実績報告書（様式第３号。以下「実績報告書」という。）を提出しなければならない。
２　甲は、前項の実績報告書を受理したときは、受理した日から起算して 10 日以内に、委託業務の完了について検査を行うものとする。
３　前項の検査の結果、不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、乙は、直ちに乙の負担において当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。
４　甲は、本条第２項又は第３項の検査（以下「完了検査」という。）を実施した場合、乙に対し検査の結果を書面により通知するものとする。

（委託料の支払）
第12条　前条第２項又は第３項の検査終了後、乙は、委託料の支払を愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供業務委託料精算払請求書（様式第４号。以下「請求書」という。)により、請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から起算して 30 日以内に、委託料を支払うものとする。

（支払遅延利息）
第 13 条　乙は、甲が、その責めに帰すべき理由により、前条に規定する期間内に委託料を支払わなかった場合は、甲に対し、当該未払金額にその支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。ただし、その額が 100 円未満であるときはその全額を、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数の金額を切り捨てる。

（甲の解除権）

第14条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

２　甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2)　乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3)　乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4)　乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

３　甲は、第１項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の 10 分の１を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

４　乙は、第１項又は第２項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（談合その他不正行為による甲の解除権）

第15条　甲は、乙（第５号及び第６号にあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、甲に対し解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1)　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第１項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3)　刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第１項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

(4)　刑法第 197 条から第 197 条の４までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したとき

に限る。）。

２　前条第２項から第４項までの規定は、前項の規定に基づき契約を解除した場合に準用する。

（不正行為に伴う賠償金）

第16条　乙は、前条第１項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、委託料の10分の１に相当する額（当該金額に、１円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）を甲に支払わなければならない。契約期間が満了した後も同様とする。ただし、前条第１項第１号から第３号までに掲げる場合において、審決の対象になる行為が、独占禁止法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りではない。

２　甲は、甲に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超えるときは、乙に対しその超える額の賠償を請求することができる。

（その他の甲の解除権）

第17条　甲は、次の各号に該当する場合は、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。

(1)　甲が必要と認めるとき。

(2)　乙が契約の解除を申し出たとき。

２　前項の規定による解除の場合において、解除が甲の責に帰すべき理由によるものであり、かつ、乙に損害が生じたときは、乙は甲に対し、また、解除が乙の責に帰すべき理由によるものであり、かつ、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

（乙の解除権）

第18条　乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（契約不適合責任）

第19条　甲は、第11条第２項及び第３項の完了検査の実施後、１年以内に限り、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3)　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
(4)　前３号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（損害の賠償）
第20条　乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（賠償金等の請求）
第21条　甲は、乙に対しこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を請求する場合において、甲が乙に支払うべき委託料があるときはその金額を相殺し、なお不足があるときはその不足額を請求するものとする。乙が、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなかった場合は、甲は、乙に対しその支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、第13条の遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。ただし、その額が 100 円未満であるときはその全額を、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数の金額を切り捨てる。

（関係書類の整備及び保管）
第22条　乙は、委託業務に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。
２　乙は、委託業務の関係書類を委託業務完了の年度の翌年度から起算して、５年間保管しなければならない。

（秘密の保持）
第23条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。
２　前項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。
３　乙は、第１項の秘密の保持について、業務従事者に周知し徹底させなければならない。
４　乙及び業務従事者は、業務受託における秘密保持及び法令順守に関する誓約書（様式第５号）を甲へ提出しなければならない。

（個人情報の保護）
第24条　乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（セキュリティポリシーの遵守）
第25条　乙は、愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、その内容を業務従事者に周知し、遵守させなければならない。

（資料等の管理及び返還）
第26条　乙は、この契約による委託業務を処理するために甲から貸与された資料、情報及び機器等を、善良なる管理者の注意をもって管理保管し、かつ委託業務以外の用途に使用してはならない。
２　本条第１項に規定する資料、情報及び機器等は、委託業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（情報の持ち出し）
第27条　乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、本業務実施のため甲から提供を受け、又はそれに基づき作成した情報を業務計画書に記載した、作業実施場所から持ち出してはならない。

（電磁気的記録の返還等）
第28条　乙は、本業務実施のため甲から提供を受け、又はそれに基づき作成した電磁気的記録は甲へ返還又は廃棄処分しなければならない。
２　前項の返還又は廃棄処分の時期及び方法については、甲が別に定める。

（事故等の報告）
第29条　乙は、甲から貸与された資料、情報、機器等及びその管理するデータ等の漏えい、紛失（盗難を含む。）、滅失、改ざん及びき損その他の事故が発生した場合は、直ちに事故の拡大の防止、復元、改修等の措置を講ずるとともに、事故等の概要を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

（契約の費用）
第30条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）
第31条　この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

（契約外の事項）
第32条　この契約書に定めのない事項については愛媛県会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和　年　月　日

松山市一番町四丁目４番地２
甲　愛媛県
知　事　　中村　時広

乙

様式第１号（第８条関係）

令和　年　月　日

愛媛県知事　中村　時広　様

住所
氏名
代表者職氏名

愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供(リプレイス・運用)業務計画書

令和　年　月　日付けで契約を締結した愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供業務について、契約書第８条の規定に基づき、業務計画書を下記のとおり提出します。

記

１　委託業務の内容

「愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供業務実施要領」に基づき実施する。

２　委託業務の実施予定期間

令和　年　月　日～令和　年　月　日

業務実施工程表（初年度）

業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
リプレイス業務 運用業務												

業務実施工程表（最終年度）

業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運用業務												

３　委託業務の実施場所（所在地、建物名及び室名を具体的かつ詳細に記入すること。）

４　委託料

一金　　円也（ただし、リプレイス業務）

一金　　円也（ただし、運用業務１月分）

５　その他

様式第２号（第９条関係）

令和　年　月　日

愛媛県知事　中村　時広　様

住所
氏名
代表者職氏名

愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供(リプレイス・運用)業務変更計画書

令和　年　月　日付けで契約を締結した愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供業務について、契約書第９条の規定に基づき、業務変更計画書を下記のとおり提出します。

記

１　変更の理由

２　委託業務の内容
「愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供業務実施要領」に基づき実施する。

３　委託業務の実施予定期間
令和　年　月　日～令和　年　月　日

業務実施工程表（初年度）

業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
リプレイス業務 運用業務												

業務実施工程表（最終年度）

業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運用業務												

４　委託業務の実施場所（所在地、建物名及び室名を具体的かつ詳細に記入すること。）

５　委託料
一金　　円也（ただし、リプレイス業務）
一金　　円也（ただし、運用業務１月分）

６　その他

（注）変更のない項目については、省略することができる。

様式第３号（第 11 条関係）

令和　年　月　日

愛媛県知事　中村　時広　様

住所
氏名
代表者職氏名

愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供(リプレイス・運用)業務実績報告書

令和　年　月　日付けで契約を締結した愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供業務について、契約書第 11 条第１項の規定に基づき、実績報告書を下記のとおり提出します。

記

１　委託業務の内容
「愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供業務実施要領」に基づき実施。
２　委託業務の実施期間
令和　年　月　日～令和　年　月　日
３　委託業務の実施場所（所在地、建物名及び室名を具体的かつ詳細に記入すること。）

４　委託業務の結果（具体的に記入し、成果品を添付すること。）

５　セキュリティ対策の実施状況（各事項について実施状況を記載すること。）
(1)　再委託の状況
(2)　業務実施場所の遵守
(3)　従事者への指導
(4)　情報の持ち出し禁止
(5)　電磁気的記録の複写禁止
(6)　個人情報取扱特記事項の遵守
(7)　業務終了後のデータの返還・廃棄
(8)　業務終了時の電子データの抹消
(9)　私有パソコンの使用禁止

６　委託料
一金　　円也（ただし、リプレイス業務）
一金　　円也（ただし、運用業務１月分）

様式第４号（第 12 条関係）

令和　年　月　日

愛媛県知事　中村　時広　様

住所
氏名
代表者職氏名

愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供業務精算払請求書

令和　年　月　日付けで契約を締結した愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供業務に係る委託料について、契約書第 12 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額
　一金　　円也

２　委託業務の実施期間
　令和　年　月　日～令和　年　月　日

様式第５号（第 23 条関係）

業務受託における秘密保持及び法令等遵守に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

愛媛県知事　中　村　時　広　様

住　　所

氏　名（自筆）　　㊞

所属する事業者の所在地
所属する事業者の名称
所属する事業者の代表者　　㊞

私は、私が所属する事業者が愛媛県から受託している「愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供業務」に従事する業務担当者として、個人情報の保護に関する法律等の関係法令や愛媛県情報セキュリティポリシー等の関係規程等を遵守するとともに、業務従事期間中及び当該業務を退いた後も、知り得た秘密情報を漏らさないことを誓約します。

なお、秘密情報を漏えいした場合は、関係法令により罰則対象となる場合があることを認識するとともに、このことにより県に損害を与えた場合は、個人に責任が帰属する範囲で、これを賠償することを併せて誓約します。